

船橋日本語学院 日本語教師養成講座（旧：SMI 言語教育学院） 学費返金規定

受講申込者が受講開始前に受講を取り消す場合、もしくは、受講開始後に受講者が途中退学する場合、以下のように学費の返金を行います。

1. 返金方法

「返金申請書」にご記入いただき、金融機関振り込みにて返金いたします。通常は、お申込み時にお振込みいただいた、ご本人名義の銀行口座をご記入下さい。（お申込み時に保護者の方、お勤め先の団体様等がお振込みの場合は、そちらの口座をご記入下さい。）振込手数料は当校で負担いたします。

2. 返金額

受講取り消しを申し出た日により、返金額が異なります。

1) クーリングオフ期間

受講申込書の当校到着と入学金の入金確認をもって、受講契約締結となります。当校より入金確認の旨をご連絡した日を1日目として8日間をクーリングオフ期間とします。この期間に受講取り消しを申し出た場合、以下の額を返金いたします。（ただし、開講日直前のお申込みなど、クーリングオフ期間中に受講開始かつ退学した場合、下記3の扱いになります。）

入学金 → 全額返金
受講料 → 全額返金

2) 受講開始前

クーリングオフ期間を過ぎ、開講日前日までに受講取り消しを申し出た場合、以下の額を返金いたします。

入学金 → 全額返金
受講料 → 「送付済みの教材費」を除いた額を返金

3) 受講開始後

受講開始後に受講者が途中退学を申し出た場合、以下の額を返金いたします。

入学金 → 返金せず（初期費用、解約手数料等として頂戴します）
受講料 → 「送付済みの教材費」を除いた額から、「受講済みの受講料」を月割りで計算し（※）、それを除いた額を返金

※「受講済みの受講料」の計算方法

- 例① 受講予定期間が4～7月で、4月中に退学を申し出た場合
…4月は受講済み、5～7月は未受講とし、4分の3の額を返金します
- 例② 受講予定期間が4～7月で、5月中に退学を申し出た場合
…4～5月は受講済み、6～7月は未受講とし、半額を返金します

以上